

# 博士論文要旨

## 論文題名：中国の犯罪体系—その沿革と課題—

立命館大学大学院法学研究科

法学専攻博士課程後期課程

ソン ブン

SUN Wen

本研究の目的は、比較法の視点も取り入れつつ、中華民国時代以来の、中国の各時代の刑法総則の構成、および犯罪論体系に関する議論の考察を通じて、中国の犯罪体系をめぐる諸問題を解決するための示唆を得ることにある。

最近、中国においては、「四要件の犯罪構成理論」を支持する学者と「段階的犯罪論体系」を支持する学者の間で「構成要件」、「違法性」、「責任」などの概念を中心に犯罪論体系に関する論争が激しく展開されている。しかし、実は両派それぞれが主張している「構成要件」、「違法性」、「責任」などの概念の中身が異なるために、論争がうまくかみ合わない。

この問題を解決するためには、中国でこれらの概念および犯罪論体系が誕生した歴史的経緯に沿って、これらの概念を再確認する必要がある。そこで、本論文の第一部では、まず、現代中国の通説的な四要件の犯罪構成理論を考察したうえで、この理論には、犯罪の成否を判断する体系として様々な問題が存在することを明らかにした。そして、中国において近代的法律制度が誕生した中華民国時代の各刑法典の立法経緯とその時代にある代表的な犯罪論に関する学説とを検討したうえで、今日の中国における刑法学の「無史化研究」の弊害および「分類的—範疇論的体系」から「演繹的—目的論的体系」へ、という犯罪論における歴史的傾向が存在することを明らかにした。

第二部では、中華人民共和国初の刑法典の立法経緯を紹介し、また、それと関連するこの刑法典時代の犯罪体系を考察した。その上で、このような伝統派の犯罪体系に大きな影響を与えたソビエトの犯罪体系を検討し、最後にそのソビエトの犯罪体系の「前史」となる帝政末期のロシアの犯罪体系とその起源を探求したうえで、中華人民共和国の犯罪概念をめぐる争いは、その起源を遡れば、ドイツにおける、ベルナーの体系と、その後のリスト・ベーリングの体系の争いにまで到達するものだということを明らかにした。

第三部では、まず、中華人民共和国の現行刑法典の立法経緯を紹介した。その上で、現代中国の代表的な「段階的犯罪論体系」に関する学説およびそれと関連する共犯論を考察した。そこで、中国の犯罪論に関連する論争においては、(1)体系的な犯罪論が何のためにあるのかを明らかにすべきこと、(2)四要件と三段階の会話の可能性を確保すべきこと、(3)「問題的思考」と「体系的思考」を結び付けて、中国の実情および実務にふさわしい犯罪論を提案すべきことを明らかにした。